

高速船規則

高速船規則検査要領

高速船規則
高速船規則検査要領

2007年 第1回 一部改正
2007年 第1回 一部改正

2007年 2月 1日 規則 第9号/達 第7号
2006年 11月 17日 技術委員会 審議
2006年 12月 19日 理事会 承認
2007年 1月 24日 国土交通大臣 認可

ClassNK
財団法人 日本海事協会

高速船規則

規則

2007年 第1回 一部改正

2007年 2月 1日 規則 第9号

2006年 11月 17日 技術委員会 審議

2006年 12月 19日 理事会 承認

2007年 1月 24日 国土交通大臣 認可

2007年2月1日 規則第9号
高速船規則の一部を改正する規則

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

2 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.1 登録検査

-2.を次のように改める。

-2. アスベストを含む材料を使用してはならない。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1.の(7)を削り，(8)を(7)と改める。

附 則 (改正その1)

1. この規則は，2007年2月1日から施行する。
2. 2006年9月1日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の3%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

6 編 船体構造

1 章 鋼及びアルミニウム合金船の船体構造

1.1 一般

表 6.1.2 を次のように改める。

表 6.1.2 アルミニウム合金材の種類及び耐力

アルミニウム合金材の種類及び材料記号		質別	板厚 t (mm)	耐力 (N/mm^2)
5000 系	5083P	<i>O, H112</i>	$t \leq 50$	125
		<i>H116, H321</i>	$t \leq 50$	190
	5083S	<i>O, H112</i>	$t \leq 50$	110
		<i>H111</i>	$t \leq 50$	165
	5086P	<i>O</i>	$t \leq 50$	95
		<i>H112</i>	$t \leq 12.5$	125
			$12.5 < t \leq 50$	105
	<i>H116</i>	$t \leq 50$	165	
5086S	<i>O, H111, H112</i>	$t \leq 50$	95	
5754P	<i>O</i>	$t \leq 50$	80	
6000 系	6005AS	<i>T5, T6</i>	$t \leq 50$	115
	6061P	<i>T6</i>	$t \leq 6.5$	115
	6061S	<i>T6</i>	$t \leq 50$	115
	6082S	<i>T5, T6</i>	$t \leq 50$	115

附 則 (改正その2)

1. この規則は、2007年7月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に検査の申込みがあった試験にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

高速船規則検査要領

要
領

2007年 第1回 一部改正

2007年 2月 1日 達 第7号
2006年 11月 17日 技術委員会 審議

2007年2月1日 達 第7号
高速船規則検査要領の一部を改正する達

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.1 を削る。

附 則

1. この達は、2007年2月1日から施行する。
2. 2006年9月1日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の3%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。